

平成29年2月23日

第79回 神戸市個人情報保護審議会

医療費負担割合等の軽減申請勧奨における
市税情報の利用について

(保健福祉局)

神行主課第 2179 号
平成 29 年 2 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

国民健康保険事務における基準収入額適用申請勧奨通知送付
事務に係る市税情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局主税部課税企画課

国民健康保険事務における基準収入額適用申請勧奨通知送付
事務に係る市税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【収入情報】

- ・ 事業所得に係る収入
- ・ 不動産所得に係る収入
- ・ 利子所得に係る収入
- ・ 配当所得に係る収入
- ・ 雑所得に係る収入
- ・ 譲渡所得に係る収入
- ・ 一時所得に係る収入
- ・ 山林所得に係る収入

神行主課第 2179 号-2

平成 29 年 2 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

後期高齢者医療事務における基準収入額適用申請勧奨通知送付
事務に係る市税情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局主税部課税企画課

後期高齢者医療事務における基準収入額適用申請勧奨通知送付
事務に係る市税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【収入情報】

- ・ 事業所得に係る収入
- ・ 不動産所得に係る収入
- ・ 利子所得に係る収入
- ・ 配当所得に係る収入
- ・ 雑所得に係る収入
- ・ 譲渡所得に係る収入
- ・ 一時所得に係る収入
- ・ 山林所得に係る収入

神行主課第 2179 号-3

平成 29 年 2 月 23 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

介護医療保険事務における基準収入額適用申請勧奨通知送付
事務に係る市税情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局主税部課税企画課

介護医療保険事務における基準収入額適用申請勧奨通知送付
事務に係る市税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【収入情報】

- ・ 事業所得に係る収入
- ・ 不動産所得に係る収入
- ・ 利子所得に係る収入
- ・ 配当所得に係る収入
- ・ 給与所得に係る収入
- ・ 雑所得に係る収入
- ・ 譲渡所得に係る収入
- ・ 一時所得に係る収入
- ・ 山林所得に係る収入

医療費負担割合等の軽減申請勧奨における市税情報の利用について

1. 概要

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各制度で被保険者が給付を受ける場合、被保険者及び被保険者が属する世帯の世帯員の所得や収入の状況により、各サービスに係る自己負担割合や負担上限額が決定される。

この自己負担割合及び負担上限額については、毎年、当該年度（毎年 8 月 1 日）の住民税課税所得額を基に判定（145 万円未満が軽減対象）を行なっているが、この判定において、軽減対象外とされた被保険者について、本人の申請により、所得額ではなく収入額による軽減基準（収入額が 383 万円、または 520 万円（世帯により異なる）未満の場合）に合致する場合については、自己負担割合及び負担上限額が軽減される制度がある。

現在この制度により、負担が軽減される可能性のある被保険者に対し、制度ごとに申請を促す勧奨通知を送付しているが、各制度ともに、給与、年金収入以外の収入情報を保持していない。

勧奨の対象者を正確に把握するに当たっては、その他の収入がある場合にはその額も勘案する必要があるため、保険年金医療課職員が勧奨通知送付対象者のリストを持って、各市税事務所にある収入情報を閲覧する端末（申告書等画像ファイリングシステム端末）及び課税台帳を参照し、給与・年金収入以外の収入情報を確認することにより、よりの確な勧奨事務を実施する。

※参考

所得又は収入	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険
	医療費の自己負担割合		介護サービス費の自己負担上限額
課税所得 145 万以上	3 割	3 割	月額 44,400 円
収入額 383 万円又は世帯で 520 万未満（世帯構成により異なる）	2 割又は 1 割（生年月日が昭和 19 年 4 月 1 日以前の方）	1 割	月額 37,200 円

申請

2. 効果

勧奨の対象者を的確に把握することにより、申請しても負担が軽減されない被保

険者については、事前に勧奨対象より除外し、勧奨通知を送付しないことにより、勧奨通知を受け、申請に来たにもかかわらず、負担が軽減されない等のトラブルを防ぐことにより、市民サービスの向上を図りたい。

3. 勧奨通知送付対象者数（平成 27 年度）

国民健康保険事務	約 600 件
後期高齢者医療事務	約 2,500 件
介護保険事務	約 1,100 件

4. 実施時期

国民健康保険事務・後期高齢者医療・介護保険事務 平成 29 年 4 月～

5. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 参照する税の端末については、ICカード及びユーザID・暗証番号で認証を行う仕様であり、端末の操作状況は記録されている。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末に保持せず、サーバで厳重に一括管理されている。
- ③ 端末とサーバは専用回線により接続されており、外部からの不正アクセス及びウイルス感染について防止されている。

(2) 運用上の保護

- ① 税情報の参照にあたっては、保険年金医療課が閲覧対象者名及び目的を明確に記載した申請書を作成の上、市税事務所の決裁が下りれば必要な情報のみ参照する。
- ② 使用目的を達した税から入手した情報は、シュレッダーや焼却処分など、確実に速やかに廃棄する。
- ③ 個人情報の適切な取扱いを確保するために、関係職員に対して、必要な指導を行うとともに、個人情報の適正管理について必要な指導を行う。

国民健康保険事務・後期高齢者医療事務・介護保険事務における基準収入額適用申請勸奨通知送付に係る市税情報の利用について

